

令和3年版 宅地建物取引士シリーズ書籍 訂正のお知らせ

令和3年版 宅地建物取引士シリーズ書籍に下記のような誤りがございました。
ご迷惑をおかけしたことをお詫びして訂正いたします。

『宅地建物取引士 学習テキスト1 権利関係』

- p.33 下から4行目 【誤】 債権者 → 【正】 債務者
p.77 上から6行目 【誤】 ⑤ 混同 → 【正】 ④ 混同
〃 上から10行目 【誤】 ①～⑤ → 【正】 ①～④
p.91 上から11行目 【誤】 法523条 → 【正】 法524条
p.115 下から7行目 【誤】 被用者A 使用者B → 【正】 被用者B 使用者A

『宅地建物取引士 学習テキスト3 宅地建物取引業法』

- p.52 上から5行目 【誤】 前記②の② → 【正】 前記②
p.99 上から4～7行目

【誤】 媒介報酬の限度額の計算方法により算出した金額と、現地調査等に要する費用に相当する額（19万8,000円限度。人件費等を含む）を合計した金額以内で報酬を請求することができる（告示第7）。

↓

【正】 媒介報酬の限度額の計算方法により算出した金額と、現地調査等に要する費用に相当する額を合計した金額（19万8,000円限度。人件費等を含む）以内で報酬を請求することができる（告示第7）。

『要点整理 宅地建物取引士ハンドブック』 p.224

4 売買による土地取引件数の推移

【誤】（対前年比0.8%減）と2年連続の減少となった。

↓

【正】（対前年比0.3%増）と2年ぶりの増加となった。

6 不動産業の現況（法人企業統計）

令和元年度の売上高経常利益率 【誤】 11.4% → 【正】 10.2%

『宅地建物取引士 対策問題集』 p.208・209

【誤】 ウ 誤り。売買契約に関して、代金または交換差金についての金銭の貸借のあっせんに関する定めがある場合においては、あっせんにかかる金銭の貸借が成立しないときの措置を37条書面に記載しなければならない（37条1項9号）が、Aは「自ら住宅ローンのあっせんをする予定がなかった」のであるから、37条書面に記載する必要はない。

↓

【正】 ウ 誤り。売買契約に関して、代金または交換差金についての金銭の貸借のあっせんに関する定めがある場合においては、あっせんにかかる金銭の貸借が成立しないときの措置を37条書面に記載しなければならない（37条1項9号）が、Aは「自ら住宅ローンのあっせんをする予定がなかった」のであるから、37条書面に記載する必要はない。
しかし、「買主が金融機関から住宅ローンの承認を得られなかったときは契約を無条件で解除できるという取決め」は契約解除に関する定めに該当し、その内容を37条書面に記載しなければならない（同条1項7号）。